

# 企業会計基準公開草案第 63 号 「時価の算定に関する会計基準 (案)」等の概要

ASBJ 専門研究員 すずき かずひと  
鈴木 和仁

## I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、平成 31 年 1 月 18 日に、企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）を公表<sup>1</sup>した。コメント募集期間は、平成 31 年 4 月 5 日までとなっている。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、企業会計基準委員会の見解を示すものではないことを、あらかじめ申し添える。

## II 本公開草案公表の経緯

我が国においては、金融商品などで時価を算定することが求められているものの、これまで、当該時価の算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）や米国会計基準では、公正価値測定についてはほぼ同じ内容

の詳細なガイダンスを定めている。また、IFRS 及び米国会計基準では、公正価値に関する開示も定めているが、我が国の会計基準では、これらの多くを要求していない。

こういった状況を踏まえ、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手し、公表されたのが本公開草案である。

## III 本公開草案の概要

### 1. 開発の基本的な方針等

企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」（以下「時価算定会計基準案」という。）の開発にあたっては、時価の統一的な算定方法を定めることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）の定めを基本的にすべて取り入れることとした。ただし、我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範

1 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト ([https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2019/2019-0118.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-0118.html)) を参照のこと。

囲で、その他の取扱いを定めることを検討した。結果、後述の第三者から入手した相場価格の利用について、その他の取扱いが提案されている。

なお、IFRS 第 13 号では「公正価値」という用語が用いられているのに対し、時価算定会計基準案では、我が国における他の関連諸法規において広く用いられていること等を考慮して、「時価」という用語を用いている。しかし、「公正価値」と「時価」の内容に差異はない。

このように、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとしたが、その適用対象には差異がある。IFRS 第 13 号は、一部を除き公正価値測定又は公正価値測定に関する開示が要求されている場合に適用されるが、時価算定会計基準案は、金融商品とトレーディング目的の棚卸資産を適用対象として提案している。

また、IFRS 第 13 号と本公開草案の体系は異なっており、IFRS 第 13 号では、公正価値測定と開示の両方を定めるが、本公開草案では、時価の算定と開示をそれぞれ異なる会計基準等で取り扱っている。時価の算定については、時価算定会計基準案と、企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「時価算定適用指針案」という。）を開発した。時価の開示については、企業会計基準適用指針第 19 号の改正案である企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「金融商品時価開示適用指針案」という。）において、注記事項の追加を提案している。併せて、その他の必要な対応として、その他の会計基準等の改正・修正・廃止を提案している。

## 2. 日本公認会計士協会との連携

本公開草案の公表と同時に、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）から、「会計制度委員会報告第 4 号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』、同 14 号『金融商品会計に関する実務指針』及び金融商品会計に関する Q & A の改正について（公開草案）」（以下「金融商品実務指針改正案等」という。）が公表<sup>2</sup>されている。

本公開草案の内容は JICPA の実務指針等にも影響するため、ASBJ にて内容を検討の上、JICPA に改正を依頼した。金融商品実務指針改正案等は、当該依頼を踏まえ、公表されたものである。

なお、金融商品実務指針改正案等の意見募集期間も平成 31 年 4 月 5 日までとなっている。

## 3. 時価の算定に関するガイダンス

### (1) 時価の定義

本公開草案において提案される「時価」は、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。よって、提案される時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではない。

### (2) 時価の算定方法

時価はインプットと評価技法を用いて算定することが提案されている。状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることが

<sup>2</sup> 金融商品実務指針改正案等の全文については、JICPA のウェブサイト ([https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20190118eqq.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190118eqq.html)) を参照のこと。

求められるが、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にしなければならないとされる。ここで、インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定（時価の算定に固有のリスクに関する仮定を含む。）をいう。

時価の算定に用いるインプットには、優先順位を設けることが提案されており、レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い。

- ① レベル1のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの
- ② レベル2のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット
- ③ レベル3のインプットとは、資産又は負債について観察できないインプット

### (3) 期末前1か月の平均価額に関する定め の削除

現行の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、その他有価証券の決算時の時価について、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされている。しかし、上述のとおり、算定日における価格であると時価の定義の変更を提案したことに伴い、当該期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額は、新しい時価の定義を満たさないことから、当該取扱いを削除することが提案されている。

ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることが

できる取扱いを踏襲することが提案されている。なお、この場合であっても、減損損失の算定には算定日の時価を用いることが提案されていることに留意が必要である。

また、現行の規定では、外貨建その他有価証券の換算において、決算時の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いる場合には、原則として期末前1か月間の平均相場により換算することとしているが、上記取扱いに併せ、当該換算の取扱いの削除も提案されている。

### (4) 第三者から入手した相場価格の利用

時価算定適用指針案では、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等の第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準案に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができるものと提案している。

時価算定適用指針案では、この提案に併せて、当該判断にあたって実施する手続を参考のため例示している。ただし、これらの手続はあくまで例示であって、各企業が状況に応じて適切な手続を選び実施することが必要と考えられる。

なお、第三者から入手した相場価格の利用については、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、次のその他の取扱いを定めることが提案されている。

総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（以下「企業集団等」という。）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に属すると判断さ

れる場合には、次のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとしている。

- ① インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ
- ② インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約

この第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、平成 33 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとし、それまでの間は現行の取扱いを継続することができると提案されている。

#### (5) 時価を把握することが極めて困難な有価証券等の取扱い

現行の金融商品会計基準では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表価額は、社債その他の債券については債権の貸借対照表価額に準ずるものとし、社債その他の債券以外については取得原価とするとの定めがある。

これに対し、時価算定会計基準案においては、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしており、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難な有価証券は想定されないと考えられたことから、金融商品会計基準における当該定めを削除することが提案されている。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能だとしても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いを提案している。

なお、JICPA の会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の規定に加えて、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引の取扱いと金融資産・負債の消滅時に残存部分や新たな資産・負債の時価を合理的に測定できない場合の取扱いが規定されているが、同様に、金融商品実務指針改正案等において削除が提案されている。

#### (6) 投資信託の時価に関する経過措置

投資信託の時価の算定に関する検討については、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられた。そのため、時価算定会計基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正することが提案されている。

当該改正を行うまでの間の経過措置として、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることが提案されている。

なお、当該経過措置期間における投資信託の時価のレベルの提案は次のとおりである。

- ① 算定日において市場価格を時価とする場合は、当該市場が活発か否かに応じてレベル 1 の時価又はレベル 2 の時価に分類する。
- ② 信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託について、当該基準価格を時価とする場合は、当該投資信託の設定取引又は解約取引が活発か否かに応じてレベル 1 の時価又はレベル 2 の時価に分類する。

③ ①又は②以外の場合には、レベル3の時価に分類する。

上記の③に該当する場合、レベル3の時価を対象とする注記は不要と提案されている。

#### 4. 開示

金融商品時価開示適用指針案では、国際的な会計基準との整合性を図ることを目的に、IFRS第13号における開示事項の多くを、導入することが提案されている。

具体的な提案としては、全般的な開示として、時価のレベルごとの残高、時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明の注記が求められている。また、貸借対照表において時価評価される金融商品の時価がレベル3に分類される場合には、これらに加えて、重要な観察できないインプットに関する定量的情報、レベル3の時価に分類される金融資産・負債の期首残高から期末残高への調整表、レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明の注記が求められている。

一方で、IFRS第13号では上記の開示項目に加えて、次の項目についても注記を求めているものの、金融商品時価開示適用指針案では、財務諸表作成のコストと情報の有用性を比較考量した結果、導入しないことが提案されている。

① レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替額及びその振替の理由

② レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の定量的影響

また、期首残高から期末残高への調整表については、作成コストと有用性のバランスの観点から、購入・売却・発行及び決済の額については、これらの純額での記載も認めることを提案している。

#### 5. 適用時期等

##### (1) 適用時期

本公開草案は、平成32年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案している。ただし、相応の準備期間を要するとの意見も聞かれたことから、適用開始までに十分な期間を確保するため、平成33年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からの適用を認めることも提案している。

なお、早期適用も可能とすることが提案されており、この場合、平成32年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することとなる。

##### (2) 経過措置

① 時価算定会計基準案及び時価算定適用指針案（時価算定のガイダンス）

時価算定会計基準案及び時価算定適用指針案が定める新たな会計方針を、将来に向かって適用することが提案されている。

ただし、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなど、時価算定会計基準案及び時価算定適用指針案の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができる場合は、会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用することができる、と提案されている。

この場合でも、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる、とも提案されている。

また、第三者から入手した相場価格の利用及

び投資信託の時価についても前述のとりの経過措置を設けることが提案されている。

② 金融商品時価開示適用指針案（時価開示）

今回追加することが提案されている金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する開示項目について、適用初年度の比較情報は不要と提案されている。

なお、金融商品会計基準の改正案を年度末の財務諸表等から適用する場合の適用初年度は、調整表の注記を省略することも可能であることが提案されている。

③ その他の会計基準等

新たな会計方針を、将来に向かって適用することが提案されている。時価算定会計基準案及び時価算定適用指針案のような遡及適用は提案されていない。

## IV おわりに

本公開草案に対するコメントの締切りは、平成 31 年 4 月 5 日である。ASBJ では、本公開草案に寄せられた意見を参考に、今後、本公開草案の取りまとめに向けた検討を続けていく予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。